

国・地方デジタル共通基盤の
整備・運用に向けた検討体制構築
準備会合（第2回）
＜説明資料＞

令和6年5月21日（火）

全国町村会副会長
秋田県美郷町長

松田 知己

★P. 6～「（２）共通化の推進」について

- ・ 最優先課題として取り組んでいる20業務の標準化については、令和7年度末までの移行に向け、これから佳境を迎える。新たな取組については、20業務の標準化が落ち着いた後に、余裕を持って進めていただきたい。【P. 8、9関係】
- ・ 共同調達については、都道府県のみならず、町村会や協議会などにおいても、既に行われており、一定の成果を得ていることから、これらの取組は尊重すべきである。また、このような事例の横展開も考えられる。【P. 8、11、19関係】

★P. 8～「（３）共通化すべき業務・システムの基準」について

- ・ 共通化対象システムの候補選定にあたっては、国と地方公共団体が連携し、特に現場の職員の意見も十分に聞いた上で判断する必要がある。【P. 9関係】
- ・ 「利用者起点」の考え方は当然重要であるが、行政サービスを持続可能な形で提供し続けるという観点からは、行政事務の効率化・職員の負担軽減につながり、それを現場が実感できることも重要である。【P. 9、18関係】

- 共通化すべき業務については、既存業務と新規にシステム導入する業務を分けて考える必要がある。特に、既存業務の共通化の検討にあたっては、20業務の標準化の取組（進め方、費用、調整コストなど）に対する十分な検証が必要である。【P. 9関係】
- 小規模な町村においては、システム化により事務量やコストが増加する場合もあり得る。地方公共団体の規模に応じたコスト削減の効果や業務負担の軽減、費用対効果などを明確に示した上で、各地方公共団体がそれぞれの事情に合わせて判断できるようにすべきである。【P. 11関係】

★P. 11～「（４）費用負担の基本的考え方」について

- 共通するシステムについて、開発、調査、実証、仕様書の作成等の初期費用については国の負担とすることを明確にし、財政力の弱い町村も積極的に参加できるような仕組みの構築とともに、適切な財政支援をお願いしたい。【P. 12関係】

★P.14～「（５）人材確保」について

- ・ 町村においては、デジタル人材の確保が難しく、広域的な枠組みによる人材確保策は必要である。人材の確保にあたっては、アドバイザー的な人材だけではなく、日常業務（仕様書の作成や確認、日常的な軽微の保守）に対応でき、かつ、地方公共団体の業務にもある程度精通した方に支援いただけるような制度の構築をお願いしたい。【P.15関係】

★最後に

- ・ 本基本方針案については、自治体に意見照会を行うこととされているが、有意義なものとするためにも、通常業務など多忙な地方公共団体の職員が、内容を理解しやすく、回答しやすい形での照会をお願いしたい。